

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和2年6月3日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)として行う地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第23項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として行う地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する環境性能割の税率の特例について、特例が適用される当該軽自動車の取得期間を令和3年3月31日まで延長することとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (環境性能割の税率) 第26条の4 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定を受けるもの 100分の2 (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 附 則 1~20 (略) (環境性能割の税率の特例) 21 (略) 22 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第26条の4第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。 23 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。 24~30 (略)</p>	<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (環境性能割の税率) 第26条の4 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定を受けるもの 100分の2 (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 附 則 1~20 (略) (環境性能割の税率の特例) 21 (略) 22 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第26条の4第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。 23 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までに行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。 24~30 (略)</p>